

改正の概要

建設工事等の入札における入札条件及び指示事項（No.30）

1 電子納品の導入（建設工事及び建設コンサルタント業務等）

紙媒体にて納品されている成果品（写真、図面、提出書類等）を電子媒体（CD-R又はDVD-R）での納品を可能とするために、電子納品を導入し、情報の長期保存、省資源・省スペース化を図るもの。

・追加箇所

別紙2 建設工事に関する指示事項27

別紙4 建設コンサルタント業務等に関する指示事項10

2 施行期日

令和7年8月1日

新旧対照表	
(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項	
新	旧
別紙2 指示事項（建設工事用）	別紙2 指示事項（建設工事用）
第1条～第26条 省略 <u>27 電子納品</u> <u>受注者は、電子納品を行う場合は、「山口市電子納品実施要領」に基づき実施すること。</u>	第1条～第26条 省略

新旧対照表	
(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項	
新	旧
別紙4 指示事項（建設コンサルタント業務等用）	別紙4 指示事項（建設コンサルタント業務等用）
第1条～第9条 省略 <u>10 電子納品</u> <u>受注者は、電子納品を行う場合は、「山口市電子納品実施要領」に基づき実施すること。</u>	第1条～第9条 省略

附 則

令和7年8月1日から施行する。